

beyond2020プログラム認証要領

平成 29 年 7 月 24 日

島根県作成

（目的）

第 1 条 この要領は、「beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン」に基づき、beyond2020 プログラム（以下「beyond2020」という。）に認証を行う際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

（認証の要件）

第 2 条 beyond2020を通じ、障がい者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動をbeyond2020に認証する。

（１）日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

（２）成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

ア 障がい者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

（マークの使用）

第 3 条 認証事業は、beyond2020のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。

（マークの使用に関する権利）

第 4 条 マークの使用に関する一切の権利は、文化庁に帰属する。

（認証の制限）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する事業・活動については、beyond2020に認証しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) beyond2020のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると知事が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると知事が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、知事が不適切と認める場合

（認証の対象となる事業・活動の実施主体）

第6条 以下に掲げる者は、知事に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができるものとする。ただし、県内に拠点がある者とする。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

（認証の対象とならない事業・活動の実施主体）

第7条 知事は、申請を行う者が次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると知事が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、知事が不適切と認める者

（認証の申請）

第8条 beyond2020の認証を受けようとする場合、「beyond2020プログラム認証申請書」（別記様式第1号）（以下、「認証申請書」という。）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、県が行う事業・活動について、beyond2020に認証しようとする場合は、認証申請書のうち「2. 事業実施計画」の作成によって替えることができる。

- 2 知事は、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

（認証の手続）

第9条 知事は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、知事は必要に応じて条件を付すものとする。

- 2 知事は、前項に規定する認証を決定した場合は、「beyond2020プログラム認証／不認証通知書」（別記様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。また、E-mailによってマークのデータを当該申請者へ通知するものとする。

- 3 認証の期間は、申請書に記載の期間とし、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、知事と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。

- 4 前条第1項但書の規定による場合は、第1項の規定に準じて審査し、認証を行うものとする。

（認証の変更等）

第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体

名、事業・活動名、実施期間、開催場所、事業概要の事項（以下、「主要事項」という。）について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020プログラム認証変更申請書」（別記様式第3-1号）に関係書類を添えて知事に提出し、変更についての認証を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
- 3 知事は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「beyond2020プログラム変更認証通知書」（別記様式第4号）により当該変更申請者へ通知するものとする。
- 4 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、主要事項以外について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020プログラム認証変更届出書」（別記様式第3-2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 5 前条第4項の規定により認証した内容について変更しようとする場合は、第1項及び第4項に準じて変更に係る書類を作成しなければならない。

（実績の報告）

- 第11条 認証（前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、認証事業の終了後1か月以内に「beyond2020プログラム実績報告書」（別記様式第5号）により認証事業の実績を提出すること。
- 2 知事は、第9条第4項の規定により認証した事業について、前項の規定に準じて報告書を作成しなければならない。

（遵守事項）

- 第12条 第9条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）認証事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
 - （2）マークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限ること。
 - （3）認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
 - （4）マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザインガイドラインを遵守すること。
 - （5）消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、マーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
 - （6）第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、デザインガイドライン等にのっとりマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。

(7) 知事が行う認証事業の実施状況等の調査その他の照会に応じること。

(8) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

第13条 知事は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると知事が認めた場合。

(2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。

(3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。

(4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。

(5) その他認証事業の継続が不相当であると知事が認めた場合。

2 知事は、前項に規定する取消しを行った場合は、「beyond2020プログラム認証取消通知書」(別記様式第6号)を当該取消しを受けた者に通知する。

3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日から使用対象物にマークを使用することはできない。

4 知事は、認証の取消しを受けた者に対して、認証の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

5 知事は、前三項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 知事は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

第14条 知事は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

2 知事は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

第15条 県が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

第16条 マークの使用料については、無料とする。

（マーク使用の非独占性等）

第17条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について県が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第18条 県は、本要領による認証の申請、若しくはその内容に係る変更申請、第12条第7号に規定する照会又は認証事業及びマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

（非保証・免責事項）

第19条 県は、本要領により認証を行った使用対象物等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、県は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

（賠償責任等）

第20条 県は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 認証を受けた者は、認証事業の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 知事は、前二項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

（個人情報の取扱いについて）

第21条 知事は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日条例第7号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

（情報の公開）

第22条 知事は、beyond2020の推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第23条 県は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

2 県が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「県」若しくは「知事」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、松江地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第25条 本要領に定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成29年7月24日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。